



長野県報

11月5日(木)
令和2年
(2020年)
第153号

目 次

告 示

保安林予定森林にする旨の通知（4件）（森林づくり推進課）	1
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（森林づくり推進課）	2

公 告

県営土地改良事業の工事の完了（農地整備課）	2
都市計画の変更案作成のための公聴会の開催（都市・まちづくり課）	3
令和3年度において県が調達をする製造の請負、物件の買入れ等に係る競争入札に参加を希望する者の資格の審査の実施（契約・検査課）	4
特定調達契約に係る落札者の決定（3件）（道路管理課）	5
一般競争入札（経営推進課）	6
特定調達契約に係る一般競争入札（会計課）	6
特定調達契約に係る一般競争入札（医療政策課）	8



づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第543号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年11月5日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

長野市信州新町信級字向平4392、4394、4395、4397、4430、4433から4437まで、字向ひ中4438、4439、4449から4452まで、4454、4455、4469、4471、4472、字朽ノ木平5139から5145まで、

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林

長野県告示第544号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年11月5日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

上田市西内字日影842の1、843の1、846の1、847の1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第545号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年11月5日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

諫訪郡下諺訪町字蘿川1247のイ、1248、1249のイ、1249のロ、1250から1255まで、1256のイ、1256のロの1、1256のロの2、1257、1264から1266まで、1337のロ、1342のイ

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び下諺訪町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第546号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年11月5日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡天龍村神原3850

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び天龍村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第547号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和2年11月5日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

小県郡青木村（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

青木村（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び青木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**公告**

県営佐久市地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

令和2年11月5日

長野県知事 阿部 守一

1 土地改良事業の名称

県営農村地域防災減災事業

2 工事着手年月日

平成30年9月6日

3 工事完了年月日

令和2年10月13日

農地整備課